

○上尾市市政相談委員要綱

平成 1 1 年 6 月 1 日 告示第 1 4 2 号

(設置)

第 1 条 市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善方法等の意見を述べることにより、公正で信頼される市政の推進を図るため、上尾市市政相談委員（以下「市政相談委員」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 市政相談委員の所管する事項は、市の機関の事務の執行に関する事項及び当該事務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 監査委員が監査等の結果について公表した事項及び監査等を行っている事項
- (5) 上尾市情報公開条例（平成 1 1 年上尾市条例第 3 0 号）に基づく公文書の公開決定等並びに個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条各項の決定、同法第 9 3 条各項の決定及び同法第 1 0 1 条各項の決定並びに上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年上尾市条例第 3 8 号）第 2 4 条各項の決定、同条例第 3 4 条各項の決定及び同条例第 4 1 条各項の決定についての不服に関する事項
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 3 条第 1 項に規定する処分についての不服に関する事項
- (7) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (8) 市政相談委員の行為に関する事項

(市政相談委員の職務)

第 3 条 市政相談委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する事項に対する苦情を調査し、迅速に処理すること。
- (2) 前号の調査に基づき、その改善方法等について市の機関に意見を述べること。

- (3) 市の機関の求めに応じ、市の機関に出された市民からの提言、要望等について意見を述べること。

(市政相談委員の責務)

第4条 市政相談委員は、中立的第三者として、公正にその職務を遂行しなければならない。

2 市政相談委員は、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 市政相談委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 市政相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政相談委員の職務執行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(組織等)

第6条 市政相談委員の定数は、2人とする。

2 市政相談委員は、人格が優れ、社会的信望が厚く、社会規範に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 市政相談委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 市政相談委員が欠けた場合における補欠の市政相談委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼職の禁止)

第7条 市政相談委員は、国会議員、地方公共団体の議員若しくは政党その他の政治団体の役員又は本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解職)

第8条 市長は、市政相談委員からの辞職の申出により、又は市政相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、若しくは職務上の義務違反その他市政相談委員たるにふさわしくない行為があると認めるときは、解職することができる。

(上尾市市政相談委員会議)

第 9 条 市政相談委員の職務執行に関する重要な事項を協議するため、上尾市市政相談委員会（以下「会議」という。）を置く。

2 会議に代表市政相談委員を置き、市政相談委員の互選により定める。

3 代表市政相談委員は、会議を総括し、これを代表する。

4 代表市政相談委員に事故があるとき、又は代表市政相談委員が欠けたときは、他の市政相談委員がその職務を代理する。

5 会議は、代表市政相談委員が招集し、会議の議長となる。

（苦情申立て）

第 10 条 何人も、市政相談委員に対し、第 2 条に規定する事項に対する苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ては、苦情申立書（第 1 号様式）を提出することにより行うものとする。

（苦情の調査等）

第 11 条 市政相談委員は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情を調査しないものとする。

（1） 第 2 条各号に掲げる事項に該当するとき。

（2） 苦情の申立ての原因となった事実について、苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）自身が直接の利害を有しないとき。

（3） 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から 1 年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（4） 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

（5） その他調査することが適当でないと市政相談委員が認め、会議がこれを了承したとき。

2 市政相談委員は、前項の規定により苦情を調査しない場合は、苦情について調査しない旨の通知書（第 2 号様式）により、速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

（調査の通知等）

第 12 条 市政相談委員は、申立てに係る苦情について調査しようとするときは、市の機関に対し、苦情調査実施通知書（第 3 号様式）により、通知するものとする。

2 市政相談委員は、苦情の調査を開始した後においても、当該苦情が前条

第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

- 3 市政相談委員は、苦情の調査を中止したときは、苦情調査中止通知書（第4号様式）により、速やかに苦情申立人及び市の機関に通知しなければならない。

（調査の方法）

第13条 市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対する説明、その保有する関係書類の閲覧若しくはその提出を求め、又は実地調査をすることができる。

- 2 市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対する質問、事情聴取又は実地調査をすることについての協力を求めることができる。

- 3 市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、苦情申立人に対し、面談を実施し、申立て内容に関する説明を求めることができる。

（苦情申立人への通知）

第14条 市政相談委員は、申立てに係る苦情の調査結果を苦情調査結果通知書（第5号様式）により、速やかに苦情申立人に通知するものとする。

（意見の表明等）

第15条 市政相談委員は、苦情を調査した結果、必要と認めるときは、市の機関に対し、苦情申立てに係る意見表明通知書（第6号様式）により、改善方法等の意見を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（是正等の報告）

第16条 市政相談委員は、前条第1項の規定により市の機関に意見を述べたときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めることができる。

- 2 市の機関は、前項の規定により報告を求められた場合は、是正等措置報告書（第7号様式）により、速やかに市政相談委員に報告するものとする。
- 3 市政相談委員は、前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情

申立てに係る是正等措置報告通知書（第 8 号様式）により、速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

（謝金）

第 17 条 市は、市政相談委員に対し、予算の範囲内において謝金を支給する。

（庶務）

第 18 条 市政相談委員の庶務は、市長政策室広報広聴課において処理する。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、市政相談委員の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、この告示の施行の日前にあった事実に係る苦情についても、適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に使用されているこの告示による改正前の上尾市市政相談委員要綱の様式による書類は、この告示による改正後の上尾市市政相談委員要綱の様式によるものとみなす。